

障害のある方へ 各種手当・助成制度

問合せ 障害福祉課障害福祉係☎173

障害のある方が申請できる各種手当や助成制度を紹介します。なお、各手当・助成には所得制限や除外規定があります。

手当の種類	対象者など	手続きに必要なもの
特別障害者手当 (30,450円/月)	20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の方	問い合わせ ください
障害児福祉手当 (16,560円/月)	20歳未満で、精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の方	
重度心身障害者手当 (60,000円/月)	重度の知的障害で著しい精神症状などのため、常時特別かつ複雑な介護を必要とする方/重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方/重度の肢体不自由で、両上肢・両下肢とも機能が失われ座っていることが困難な方および同程度以上の障害のある方 ※65歳以上の方は新規申請ができません。	
心身障害者福祉手当 【都手当】 (15,500円/月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度を持っている方、脳性まひの方、進行性筋萎縮症の方 ※障害認定を受けた年齢が65歳以上の方は申請できません。	・身体障害者手帳または愛の手帳 ・口座番号
心身障害者福祉手当 【市手当】 (12,000円/月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度を持っている方 ※障害認定を受けた年齢が65歳以上の方は申請できません。	・身体障害者手帳または愛の手帳 ・口座番号
難病患者福祉手当 (7,500円/月)	国および都が指定する特殊疾病に該当し、東京都難病医療費等助成を受けている方 ※B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成、大気汚染医療費助成を除く	・特定医療費（指定難病）受給者証または難病都医療券 ・口座番号
タクシー費用・自動車ガソリン費用の助成 (どちらかを選択)	身体障害者手帳1・2級（下肢・体幹または内部機能障害については3級も含む）、愛の手帳1・2度を持っている方、脳性まひの方、進行性筋萎縮症の方	・身体障害者手帳または愛の手帳 ・口座番号
理容・美容サービス費用の助成 (どちらかを選択)	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度を持っている方で、肢体不自由（上肢・下肢・体幹機能障害）1・2級の方、常時寝たきりの方、市民税非課税のいずれかに該当する方に、指定店での理容・美容のサービスを受けることのできる券を発行	・身体障害者手帳または愛の手帳
機能回復施術費用の助成	身体障害者手帳1～4級（70歳以上は1～6級）を持っている方に、指定店ではり・灸・マッサージを受けることのできる券を発行 ※令和8年度末（令和9年3月31日）をもって、この事業は終了となります。	・身体障害者手帳
水道・下水道使用料の助成	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度を持っている方のいる市民税非課税世帯に、水道・下水道の最小口径の基本料金を助成	・身体障害者手帳または愛の手帳 ・口座番号 ・水道料金領収書

※いずれも事前の申請が必要です。詳しくは、問い合わせください。

※水道・下水道使用料の助成について…市では、物価高騰による市民負担の軽減を図るため、令和8年4月1日から一定期間、水道基本料金と下水道使用料を免除します。これに伴い、障害福祉課および高齢福祉介護課で実施している「水道および下水道使用料助成」については、免除期間の助成はありません。

※そのほかの福祉制度については、市公式サイトに掲載している「ふれあい福祉のしおり」で確認してください。

4月1日付で友愛訪問員の改選を行い、今年度の活動が始まりました。

友愛訪問員は、ひとり暮らしの高齢の方や高齢の方のみの世帯を訪問し、定期的な安否確認と交流を通じて、孤独感の解消や社会とのつながりを支援し、高齢者福祉を推進しています。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係☎177

訪問を受けている方の声から

- Aさん（80代・ひとり暮らし）
1人でいる時間が長いので、誰かと話せるのがとても楽しみです。ちょっとした出来事を聞いてもらえるだけで安心します。
- Bさん（70代・夫婦世帯）
定期的に様子を見に来てくださるので、自分たちの生活を気にかけてもらっていると感じます。
- Cさん（90代・ひとり暮らし）
歳を取って外に出る機会が減りましたが、友愛訪問員さんと会話することで元気をもらっています。

友愛訪問の対象となる方

- 次の①～④全てに該当する方
- ① 65歳以上のひとり暮らしの方、または70歳以上の高齢者のみの世帯
 - ② 定期的な安否確認が必要と考えられる世帯
 - ③ 社会との交流や外部との接点を持つことが有益と考えられる世帯
 - ④ 市内に身近に相談できる親族や支援者がいない世帯

訪問を希望する方などは、高齢福祉係に連絡してください。地域の方からの紹介や相談も受けています。

友愛訪問員名簿（任期 4月1日～令和10年3月31日） 敬称略

担当地区	氏名
双葉富士見の一部	熊谷 多美子
神明台上・双葉富士見・双葉町松原の一部	土屋 真由美
神明台上の一部	北川 幸子
都営神明台・神明台上・双葉町松原の一部	八鍬 町子 早川 敏子
富士見平第一	斉藤 洋子
緑ヶ丘三丁目・富士見平第一・東台の一部	吉田 ます江
東台・富士見平第一の一部	金子 典子
羽村団地の一部	佐々木クミ子
神明台の一部	市川 三千代
神明台の一部	吉浦 真理亜
神明台の一部・神明台住宅	芳谷 まつお 松男
五ノ神東・五ノ神中	小山 和子
緑ヶ丘第一	関塚 孝司
緑ヶ丘第二	川幡 喜代子
緑ヶ丘西（緑ヶ丘4丁目）	村上 由起子
緑ヶ丘西（緑ヶ丘5丁目）	植田 ひろし 廣

担当地区	氏名
栄町第一の一部	川島 廣代
栄町第一の一部	山口 利美
栄町第二の一部	荒木 澄
小作台東	武井 真知子
小作台西	佐久間 正博
小作本町・美原の一部	原田 孝子
間坂第二	関口 五津男
田ノ上第二	横山 ミチ子
本町第一・旭ヶ丘	指田 健次
東第二・奈賀一・田ノ上第一	伊藤 浩美
本町第二・本町第三	島田 妃登美
東第一	吉岡 典子
川崎西	本橋 快枝
川崎東・上水通り	鈴木 君子
清流	うめやま まさなお 梅山 政尚

友愛訪問員

4月1日に改選されました

高齢の方と社会とのつながりを支援します

二次元コードがついている記事は、二次元コードをスマートフォンで読み取ると、市公式サイトなどで詳しい内容を確認したり、そのまま申込みを進めたりすることができます。

特に記載がない場合、市役所の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。